

ご加入者の皆様へ

この度は一般社団法人日本靴協会の商品をお買い上げいただきましてありがとうございました。交通事故傷害保険加入依頼書（ハガキ）をお持ちの方は下記内容についてご確認ください、ハガキを令和4年7月30日までにポストへご投函いただきますようお願い申し上げます。

**◎令和4年8月2日以降に交通傷害保険(日常生活傷害補償保険 交通傷害コース)の販売を終了致します。**

**【ご留意点】**

- 1、令和4年7月31日消印のハガキは令和4年8月1日～令和5年7月31日迄保険契約が有効となります。
- 2、令和4年8月1日以降消印のハガキは保険の補償はございませんのでご注意ください。

〈日常生活傷害補償保険 交通傷害コースの概要〉

**◎この保険で補償される事故は次のとおりです。**

加入依頼書にご指定の被保険者（補償の対象となる方）が次のような事故により被ったケガに対して、下記①②の保険金をお支払いします。

- ・ 交通乗用具（注）との接触、衝突等の交通事故
- ・ 交通乗用具（注）に乗っている間の事故
- ・ 駅などの改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ・ 交通乗用具（注）の火災

（注）交通乗用具とは、自転車、電車、航空機、船舶等をいいます。（身体障害者用の車いすも含みます。以下同様とします。）詳細につきましては、取扱代理店までお問合せください。

① 死亡保険金

ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

② 後遺障害保険金

ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

（注1）①②については、合計して、保険期間を通じ各被保険者（補償の対象となる方）の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

（注2）この保険には、「基本補償支払限定特約（死亡保険金・後遺障害保険金のみ支払）」をセットしております。

◎「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。

- ・被保険者の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・被保険者が次のいずれかの状態で自動車等を運転している間
  - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
  - イ. 道路交通法に定める酒気を帯びた状態
- ・戦争、地震、噴火、津波による事故
- ・競技・興行（いずれも練習を含みます。）、試運転等のために自転車等の交通乗用具に乗っている間の事故
- ・職務として交通用具への荷物、貨物等の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物、貨物等の整理作業に従事中にその作業に直接起因する事故
- ・職務として交通乗用具の修理・点検・整備・清掃の作業に従事中にその作業に直接起因する事故
- ・頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

など

◎お客さま情報のお取扱に関するご案内

日新火災は保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用する他、日新火災、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては日新火災ホームページ (<https://www.nisshinfire.co.jp>) をご覧いただくか、取扱代理店または日新火災営業店までお問い合わせください。

こちらのご案内につきましてはお手元の加入依頼書（控）と合わせて大切に保管してください。

※このご案内はごく簡単な説明です。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店にお問い合わせください。